

## 第4章 環境将来像の実現のための取組

# I 環境施策の体系

将来像

基本目標

みんなで創り育む  
トンボ舞う  
みどり豊かなまち  
さが

## 1 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち (脱炭素社会の実現)

【関連するSDGs】



## 2 持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち (循環型社会の実現)

【関連するSDGs】



## 3 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち (自然共生社会の実現)

【関連するSDGs】



## 4 安全で快適な生活環境のまち (生活環境の向上)

【関連するSDGs】



## 環境項目

## 施策の方向

### 1-1 脱炭素型ライフスタイルの推進

- 市民・事業者の脱炭素につながる行動の推進
- 低炭素型の交通環境整備

### 1-2 脱炭素経営の推進・脱炭素イノベーションの創出

- 脱炭素経営の推進
- 先進技術の創出

### 1-3 再生可能エネルギーの普及促進

- 地域への再生可能エネルギー等の普及促進

### 1-4 気候変動への適応

- 県及び事業者等と連携した適応策の展開

### 2-1 3Rの推進

- 3Rの推進
- 市民・事業者の意識啓発及び取組
- 食品ロス削減対策

### 2-2 循環経済システムの構築

- プラスチックの資源循環の促進
- バイオマスの有効利用
- 廃棄物等エネルギーの活用促進

### 2-3 ごみの適正処理

- 処理施設の安定的運用及び適正な収集体制の維持

### 3-1 清らかな水辺の確保

- 水辺空間の整備
- 河川等の機能保全及び清掃活動の促進

### 3-2 豊かなみどりの確保

- 森林の整備と保全
- 農用地の確保
- 緑地の創造と保全

### 3-3 生物多様性の保全

- 健全な生態系の保全
- 自然観光資源の保全と活用
- 外来生物対策

### 3-4 自然環境と調和したまちづくり

- 都市景観の形成
- 歴史文化的な環境の保全

### 4-1 身近な生活環境の保全

- 生活に密着した環境問題の改善
- 市民清掃活動の推進と支援
- 安全な水道水の安定供給

### 4-2 生活排水の対策

- 下水・し尿の処理

### 4-3 地域環境の保全

- 公害・化学物質等発生の防止

## 2 環境施策の展開

### 基本目標 1

## 脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち

### 目指す姿

2050年「ゼロカーボンシティさがし」の実現に向け、家庭や事業所における省エネ対策や再生可能エネルギー利用、脱炭素技術の積極的な導入等の取組を浸透させ、快適な暮らしと脱炭素を両立したまちを目指します。

### 現状と課題

#### 脱炭素型 ライフスタイル

- アンケートの結果、市民の一部では日常生活において環境を意識した省エネ行動等に積極的に取り組んでおり、今後は、市民の行動変容を促し、省エネ行動等に取り組む市民をさらに増加させる必要があります。

#### 脱炭素 経営

- 本市では、脱炭素に向けた取組を実施する事業者または団体を本市のパートナーとして認定し、一緒に取組を進めています。
- 事業者には環境に配慮した経営への転換や脱炭素社会の構築に向けた新しい技術の開発や導入に対して積極的に取り組むことが求められます。

#### 再生可能 エネルギー

- 地球温暖化の原因の一つとされる化石燃料の消費を抑える手段として、再生可能エネルギーの普及が進んでおり、特に太陽光発電の導入が盛んに行われています。
- 太陽光発電及び蓄電池の導入を促進し、再生可能エネルギーの自家消費の拡大を図る必要があります。

#### 適応策

- 農産物の品質低下や、短時間強雨や大雨による水害の発生、熱中症リスクの増加などの気候変動による影響が本市でも見られており、その被害や影響を回避・軽減させるための対策が必要となっています。

### 成果指標と目標値

指標	現状値 (2021年度)	目標値 (2034年度)
温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	41%削減*	60%削減*

※統計データの更新に伴い数値が変更になる可能性があります。

## 【環境項目1-1】脱炭素型ライフスタイルの推進

### 施策の目標

市民や事業者に対して、地球温暖化に関する情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進し、地球温暖化防止への貢献を目指します。

施策1 市民・事業者の脱炭素につながる行動の推進	関係課
<p>● <b>市民・事業者の行動変容の促進</b>                      デコ活*に関する情報収集・情報発信や出前講座*を行い、“環境にやさしい行動”をまとめた「佐賀市環境行動指針*」を普及啓発に活用するなど、脱炭素に向けた市民等の具体的な行動を促します。                      省エネや再エネ利用等に取り組む市民や事業者に対して、市内の各種施設において割引等の優遇措置を付与するインセンティブ制度を検討します。</p>	環境政策課
<p>● <b>地産地消*の推進</b>                      地域でとれた農産物を地域で消費する地産地消の活動を継続するとともに、学校給食への地域産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地産地消の取組を支援します。</p>	農業振興課 森林整備課
<p>● <b>省エネ性能の高い住宅及び設備・機器等の普及推進</b>                      住宅等の断熱化及び省エネ性能の向上を促し（ZEH*の推進）、家電や設備の更新時における省エネ性能の高い機器の導入の普及推進を行います。</p>	建築指導課 環境政策課
<p>● <b>自動車利用に伴う温室効果ガス排出量の削減推進</b>                      EV 充電インフラの整備を進め、電気自動車やハイブリッド自動車等の温室効果ガスの排出が少なく、燃費性能に優れた低公害車への切替を促すとともに、エコドライブ*の実施やカーシェアリングの普及を推進します。</p>	環境政策課
<p>● <b>市役所自身の脱炭素につながる行動の推進</b>                      (i) <b>職員一人ひとりの脱炭素につながる行動の推進</b>                      地球温暖化対策実行計画（事務事業編）*に基づき、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。</p>	環境政策課
<p>(ii) <b>公共交通機関の環境負荷低減</b>                      市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料へ切り替えるとともに、アイドリングストップ*バスの計画的・継続的な導入を進めます。                      また、デジタルタコグラフ等を活用したエコドライブにも取り組み、環境負荷を軽減します。</p>	交通局
<p>(iii) <b>物品調達におけるグリーン購入*の推進</b>                      市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用します。</p>	契約監理課

施策2 低炭素型の交通環境整備	関係課
<p>● 公共交通機関の利用促進</p> <p>社会ニーズに合わせた路線バスダイヤの設定やルート変更、運行形態変更等、公共交通での移動ができるよう利便性の向上を図り、公共交通機関の利用を促進するとともに、シェアサイクル等の交通サービスの充実を図ります。</p>	<p>交通政策課 交通局</p>
<p>● まちなかウォークブルの推進</p> <p>佐賀駅の南北軸を中心に魅力ある街並みを整備し、居心地がよく歩きたくなる空間の創出に向けた取組を推進します。</p>	<p>都市政策課 中心市街地振興室</p>
<p>● 安全で快適な歩行空間及び自転車走行空間の整備</p> <p>歩行空間の整備を行い、安全で快適に通行できる環境の向上を図ります。また、佐賀市自転車利用環境整備計画に伴い、「自転車のまちにふさわしい佐賀市」を目指して、駐輪場の整備や自転車利用空間の整備など、安全で快適な環境整備を行います。</p>	<p>道路整備課 建設監理課 中心市街地振興室</p>
<p>● 安全で快適な交通環境の整備</p> <p>生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブミラーや防護柵などの交通安全施設の充実化等による安全で快適な道路環境の整備を行います。また、主要渋滞箇所の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。</p>	<p>道路整備課</p>

## 〈デコ活〉

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」が展開されています。「デコ活」とは、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

本市においても、市民や事業者のみなさんとデコ活を実践し、脱炭素社会の実現を目指していきます。



資料：環境省「デコ活のロゴマーク」

**デコ活アクション** まずはここから

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ つながるオフィス テレワーク

資料：環境省「デコ活アクション」

資料：環境省「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」

## 【環境項目1-2】脱炭素経営\*の推進・脱炭素イノベーションの創出

### 施策の目標

事業者に対して、地球温暖化に関する情報提供や支援を行うことにより、脱炭素経営への転換を促進し、地球温暖化防止への貢献を目指します。

施策1	脱炭素経営の推進	関係課
●	<b>脱炭素経営の意識醸成・普及促進</b> 脱炭素に取り組む事業者を「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー」として認定し、優れた取組の水平展開を図ることで、市域の脱炭素経営の意識醸成・普及促進を図ります。	環境政策課
●	<b>環境経営の推進</b> 環境経営認証(エコアクション 21*, 中小企業向け SBT*等)の新規取得や再エネ100宣言 RE Action*への参加を促します。	環境政策課
●	<b>事業活動に伴う温室効果ガス排出量の見える化*促進</b> 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を促すため、温室効果ガス排出量の算定(見える化)に取り組む事業者の拡大を図ります。	環境政策課
●	<b>省エネ診断・省エネ最適化診断の受診促進</b> 温室効果ガスの排出削減に関する具体的な取組の実施に繋げるため、事業者による省エネ診断や省エネ最適化の受診を促進します。	環境政策課
●	<b>建築物のZEB化の推進</b> 建築物のZEB化及び省エネ化の普及啓発を行います。	環境政策課
●	<b>高効率省エネ機器等の導入促進</b> 省エネ性能の高い設備・機器等の普及啓発を行います。	環境政策課
●	<b>省エネ型農業機械、施設園芸設備の普及拡大</b> 省エネ型の農業機械及び施設園芸設備の普及拡大を図り、農作物の生産に伴う温室効果ガスの排出量を削減します。	農業振興課

### 〈脱炭素経営〉

脱炭素経営とは、気候変動対策の視点を織り込んだ企業経営のことで、経営リスク低減や成長のチャンス、経営上の重要課題として全社を挙げて取り組むものです。脱炭素経営を事業成長へのチャンスと捉え、カーボンニュートラルに向けて全社を挙げて取り組み、新たな強みを作ろうとする考え方が広がっています。

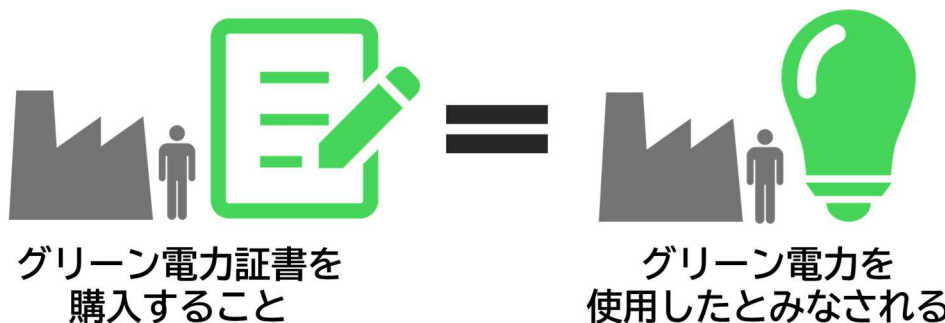


資料：環境省「脱炭素経営で未来を拓こう」

施策2 先進技術の創出	関係課
<p>● <b>スマート農業の推進</b> ドローンやAI等を活用した農業技術の普及拡大を図り、農作物の生産性向上及び省エネ化を図ります。</p>	農業振興課
<p>● <b>農業におけるCO<sub>2</sub>排出量・削減量の見える化推進</b> 佐賀県・民間企業と開発したソフトウェアを活用し、CO<sub>2</sub>排出削減量、施設園芸におけるコスト削減効果等を見える化します。</p>	バイオマス産業推進課 農業振興課
<p>● <b>有機物の施用等による農地土壌への炭素貯留(バイオ炭*等)</b> 農作物残渣等を活用したバイオ炭の生成及び農地土壌への施用の可能性を検討し、排出削減技術の確立を目指します。</p>	バイオマス産業推進課 農業振興課
<p>● <b>スマート林業の推進</b> 林業事業者が行うICT*機器の導入や、活用のための研修等を実施し、スマート林業の推進を支援します。</p>	森林整備課
<p>● <b>グリーン電力証書*システムの普及促進</b> グリーン電力証書のシステムや清掃工場における環境価値創出の実績等を紹介するとともに、グリーン電力証書に関する相談・情報提供等の支援をします。</p>	施設機能向上推進室
<p>● <b>カーボンプレジットの活用推進</b> Jクレジット制度*を活用した排出削減活動のクレジット認証及びカーボン・オフセットを推進します。 また、国際認証を受けた高付加価値CO<sub>2</sub>の創出・販売を推進します。</p>	森林整備課 バイオマス産業推進課 施設機能向上推進室

### 〈グリーン電力証書〉

グリーン電力証書は、太陽光、風力などの自然を利用した再生可能エネルギーから発電された電力から「CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスを排出しない」という環境価値を、電気そのものの価値とは切り離し、取引可能にしたものです。自社に再生可能エネルギー発電設備がない場合でも、グリーン電力証書の購入を通して、再生可能エネルギーの普及に貢献できるのが大きな特徴です。



## 【環境項目1-3】 再生可能エネルギーの普及促進

### 施策の目標

市役所自らが再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、創エネルギー\*の重要性を市民や事業者等に発信し、太陽光やバイオマス\*など、本市の特性に適した再生可能エネルギーの普及に努め、脱炭素社会の構築を推進します。

施策1	地域への再生可能エネルギー等の普及促進	関係課
● 再生可能エネルギーの普及促進	住宅及び事業所への太陽光発電及び蓄電池の導入を促進するとともに、農地における太陽光発電や山間部における小水力発電の導入、木質バイオマス*のエネルギー利用を検討します。	環境政策課 施設機能向上推進室 森林整備課
● 未利用エネルギーの有効活用の推進	太陽光発電の余剰電力を活用するため、蓄電池の利用拡大や水素製造装置等の整備に向けた情報収集・情報発信に努めます。 また、地中熱*を空調等の熱源として利用するなど、未利用エネルギーの活用を推進します。	環境政策課 循環型社会推進課 施設機能向上推進室
● 市役所自身の再生可能エネルギーの活用	回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料(HiBD)の活用等を継続するとともに、木質バイオマスの有効活用についても検討します。 また、再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入した施設においては、今後も適切な維持管理を行うとともに、より効率的な運用についても検討します。	森林整備課 循環型社会推進課 バイオマス産業推進課 上下水道局下水道 施設課

## 〈普及可能性のある再生可能エネルギー〉

### 営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)

農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、その下で農業を行いながら発電を行う仕組みです。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。



資料：農林水産省

### 小水力発電

出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備です。発電方式は、河川に流れる水をダムに貯めることなく直接取水し、利用する「流れ込み式」が一般的です。基本的に落差と流量が見込める一般河川、農業用水、砂防ダムなどに設置します。洞鳴の滝には小水力発電設備が設置されています。



資料：洞鳴の滝

### 木質バイオマス

木質バイオマスとは、バイオマス資源の一種で、木材からなるバイオマス資源です。木質バイオマスは、森林によるCO<sub>2</sub>の吸収を通じて再生産が可能であり、森林生態系の再生能力の範囲内で利用すれば、大気中のCO<sub>2</sub>の量が増加することはありません。こうした考えから、木質バイオマスなどの植物由来の燃料は、炭素(カーボン)の排出と吸収が差し引きゼロとなる「カーボンニュートラル」の特性を有しています。

## 【環境項目1-4】気候変動への適応

### 施策の目標

温室効果ガスの排出量削減を行う取組を進めるとともに、すでに現れている気候変動の影響や今後、避けることができない影響への適応策を推進します。

施策1	県及び事業者等と連携した適応策の展開	関係課
● 農林水産業	気候変動に適応した農作物への転換支援に努めます。 また、有明海の海況・気象データの情報収集への支援を行います。	農業振興課 水産振興課
● 水資源・水環境	水道出前講座や施設見学等の実施により、水の重要性の啓発を行うとともに、安全で安心な水が供給できるよう、設備の更新や整備を計画的に行います。	上下水道局総務課 上下水道局水道工務課 上下水道局浄水課
● 自然生態系	「東よか干潟」の保全と活用を各主体と協働で推進します。 集中豪雨等、予測される気候変動の影響を考慮し、多様な自然環境の保全に取り組みます。 水辺環境を適切に整備・管理するため、浚渫や伐採を実施し、河川や水路等の機能保全を図ります。	環境政策課 河川砂防課 農村環境課 南部建設事務所 北部建設事務所
● 自然災害	雨水ポンプや雨水幹線等の整備による浸水対策事業の推進や、ハザードマップによる市民・地域への自然災害の被害想定周知、防災意識の高揚を図ります。 また、食料、飲料水、生活必需品等の供給及びこれらの物資の輸送、燃料の補給等に関して民間事業者との協定締結に努めます。	河川砂防課 危機管理防災課 企業立地課
● 健康	感染リスクに係る情報発信や熱中症予防に関する注意喚起等の対策を行います。 また、熱中症対策として、一時的に暑さをしのぐ場所「涼み処*」を開放し、危険な暑さから市民の健康を守ります。	健康づくり課
● 市民生活	市民が気候変動に関心を持ち、居住環境やライフスタイルの工夫に努めるよう、効果的な施策を検討していきます。	環境政策課

## 持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち

### 目指す姿

市民や事業者が自ら進んで3Rに取り組み、大量生産・大量消費型の社会から、環境に配慮した持続可能な資源循環型のまちづくりを目指します。

### 現状と課題

- 1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、全国平均や佐賀県平均と比較すると、まだ多い状況にあり、さらなるごみの減量化及び資源化の推進に向けた取組を進める必要があります。
- 本市のリサイクル率は県内平均よりも低い状況にあり、分別徹底等の取組によりリサイクル率の向上を図る必要があります。
- 一般家庭から排出される燃えるごみの中では、生ごみの割合が最も多くなっており、生ごみの減量に向け、家庭用生ごみ処理容器の普及・拡大に向けた取組を進める必要があります。
- 家庭ごみのごみ質組成調査（令和6年6月実施）では、手付かず食品や食べ残しなどの「食品ロス」が17.8%含まれており、食品ロスの削減に向けた効果的な取組を今後も継続して実施する必要があります。
- 清掃工場に許可業者が搬入する燃えるごみの内訳は、事業所からのちゅう芥類、事務所や店舗からのその他紙などの紙類が大半を占めており、事業系ごみの減量に向けた取組を進める必要があります。
- 家庭系燃えるごみの中には、資源化可能なプラスチック製容器包装やプラスチック製品等が多く含まれています。
- 「プラスチック資源循環促進法」の施行により、市町村に対し排出抑制やプラスチック製品の分別収集及びリサイクルなどの3R+Renewableの促進が求められており、プラスチックの分別リサイクルを進めていく必要があります。
- 本市では、清掃工場での廃棄物焼却熱利用、下水浄化センターでの消化ガス発電等、廃棄物資源のエネルギー利用に取り組んでいます。温室効果ガス排出量の削減にも貢献しており、今後も継続して取り組む必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場\*を長く使用していくため、埋立するごみの減量・リサイクルの推進、焼却残渣の資源化などを行い、埋立負荷を軽減する必要があります。

3Rの  
推進

循環経済  
システム

適正処理

### 成果指標と目標値

指標	基準値 (2023年度)	目標値 (2034年度)
1人1日当たりのごみ排出量	936g	855g
1人1日当たりの収集燃えるごみ排出量	456g	416g
リサイクル率	20.9%	22%以上

## 【環境項目 2-1】 3R の推進

### 施策の目標

廃棄物のさらなる削減に向けて、市民や事業者に対して、情報提供や体験学習等を通じた啓発等により、3R を推進するとともに食品ロスの削減等の課題に対応していくことで、持続可能な形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー」への転換を目指します。

施策	3Rの推進	関係課
家庭系ごみの3Rの推進	<p>● <b>家庭系ごみのリデュースの推進</b></p> <p>ごみの排出抑制のため、環境に配慮した製品やサービスの利用について市民に向けた情報発信や、買い物のマイバッグ持参、給水スポットの市内への設置によるマイボトルの利用促進、過剰包装削減など、ごみを出さない生活を送る市民意識の醸成に努めます。</p> <p>市内各地で生ごみ減量の講座の実施や相談・サポート、家庭用生ごみ処理容器等の購入補助を行います。</p>	循環型社会推進課 環境政策課
	<p>● <b>家庭系ごみのリユースの推進</b></p> <p>家庭に眠る不用品のリユース（再利用）を推進するため、エコプラザでの不要品の受入や再生・販売、エコマーケットの開催、民間リユースの情報提供等を通して、「捨てる」以外の選択肢を提供し、「捨てる暮らし」から「活かす暮らし」への転換を目指します。</p>	循環型社会推進課
	<p>● <b>家庭系ごみのリサイクルの推進</b></p> <p>資源物の分別回収を徹底するとともに、地域における資源物回収運動の支援や、紙ごみのごみ出しルールの工夫、リサイクル工場での資源選別を行うことでリサイクルを推進します。</p> <p>民間企業と連携し、再生利用が可能な資源物の店頭回収なども推進していきます。</p>	循環型社会推進課
	<p>● <b>3R 行動に対するインセンティブの検討</b></p> <p>3Rに関する行動に対し、ポイント付与による特典など、楽しみながらごみ減量の取組ができる環境づくりについて検討します。</p>	循環型社会推進課
事業系ごみの3Rの推進	<p>● <b>事業系ごみのリデュース・リユースの推進</b></p> <p>事業系一般廃棄物*を多く排出する事業者に対し、廃棄物減量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出を義務付け、事業所内でのごみの減量化を計画的に進めることを求めています。</p>	循環型社会推進課
	<p>● <b>事業系ごみのリサイクルの推進</b></p> <p>資源となる古紙については燃えるごみとの分別を徹底し、リサイクルを推進します。</p>	循環型社会推進課

施策2 市民・事業者の意識啓発及び取組	関係課
<p>● <b>ごみの排出等に関する市民の意識啓発</b>  「ごみカレンダー・分別表」の作成・配布及び「ごみカレンダーアプリ」の配信を行い、ごみの分別や減量方法についてわかりやすく周知を行います。  出前講座の実施や、市報・ホームページ・動画等の各種メディア、SNSを活用した情報発信を行い、幅広い世代に対してごみ問題への意識啓発を図ります。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>ごみの排出等に関する事業者の意識啓発</b>  事業系ごみ分別の手引きの作成・配布、研修会の開催、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量方法や適正な分別等の啓発を行います。  生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機の導入費の補助制度等について情報提供を行います。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>ごみ減量に関する学習の場の提供</b>  清掃工場内でのごみ処理の様子の見学やエコプラザでの講座・イベントの開催、SNS 等を使用したエコプラザからの情報提供等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>市役所自身のごみ減量行動の推進</b>  (i) <b>公共工事建設副産物のリユース・リサイクル</b>  「佐賀市建設副産物処理方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。</p>	建築指導課
<p>(ii) <b>浄水・下水汚泥の有効活用</b>  浄水処理の過程で発生する汚泥は園芸用改良土の資材として活用し、下水処理の過程で発生する汚泥については肥料化に努めます。</p>	上下水道局浄水課 上下水道局下水道施設課
<p>(iii) <b>DX*によるペーパーレス化の推進</b>  文書管理システム及び財務会計システムによる電子決裁の活用、電子入札システムの活用、会議資料等への ICT 活用などを推進し、事務事業のペーパーレス化に努めます。</p>	総務法制課 財政課 契約監理課 デジタル推進課
施策3 食品ロス削減対策	関係課
<p>● <b>食品ロスに関する普及啓発</b>  飲食店での食べ残しを減らすため、3010運動(宴会の最初の 30 分と終わりの 10 分は席で食事をするよう呼びかける)などを推進します。  毎月 30 日と 10 日は、家庭でできる食品ロス削減の取組を実践するよう「家庭版 3010 運動*」のリーフレット等を活用し、エコプラザ利用者のほか、出前講座やイベント参加者への啓発を行います。</p>	循環型社会推進課
<p>● <b>未利用食品の有効活用</b>  食品ロス削減マッチングサービス「SAGAタベスケ」の利用促進を図るとともに、フードバンクやフードドライブ等、未利用食品の有効活用を推進します。</p>	循環型社会推進課

## 【環境項目 2-2】 循環経済システムの構築

### 施策の目標

プラスチックの資源循環の促進及び廃棄物のリサイクル、エネルギー利用を推進します。

施策1 プラスチックの資源循環の促進	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>プラスチックごみの削減</b> 使い捨てプラスチック製品の使用抑制や、プラスチック使用量が少ない製品及び代替商品の利用等の普及促進を図ります。 プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者に向け、リサイクルしやすい商品の開発やプラスチック製品の排出抑制等の普及啓発を行います。</li> </ul>	循環型社会推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>プラスチック再資源化の推進</b> 家庭から排出されるプラスチック製容器包装類及び製品やプラスチックの拠点回収を実施するなど、分別・リサイクルについて検討し、プラスチックの資源循環を推進します。</li> </ul>	循環型社会推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>海洋プラスチックごみ対策の啓発</b> 大雨時等に有明海に流入するプラスチックごみの状況等を周知するとともに、市民への啓発活動を実施します。</li> </ul>	循環型社会推進課 環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ペットボトルの完全循環リサイクル(ボトル to ボトル)の推進</b> ペットボトルをごみではなく資源として活用し、もう一度ペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」という完全循環型リサイクルを実施します。</li> </ul>	循環型社会推進課
施策2 バイオマスの有効利用	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>草類、剪定枝のリサイクル</b> 本市の施設に搬入された剪定枝の一部をチップ化し、市民への無料配布を継続するとともに、なるべく焼却処理を避けるため、民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを促します。</li> </ul>	循環型社会推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>高品質バイオディーゼル燃料(HiBD)の利用</b> 使用済みの天ぷら油を回収・精製し、バイオディーゼル燃料として再生させ、市営バスやごみ収集車の燃料として活用します。</li> </ul>	循環型社会推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>食品廃棄物のリサイクルの推進</b> 事業系の食品廃棄物を焼却処理するのではなく、民間のごみ処理施設で資源化する食品リサイクル事業の取組を推進するため、情報提供等を検討します。</li> </ul>	循環型社会推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>民間活用による新たな地域循環圏*リサイクルの研究</b> 民間企業の活力や創意工夫を積極的に活用できる環境を整備し、生ごみや紙おむつ等のリサイクル推進に向けた調査研究を継続します。</li> </ul>	循環型社会推進課

施策3 廃棄物等エネルギーの活用促進	関係課
<p>● 廃棄物焼却熱の活用 清掃工場の廃棄物焼却熱を利用して発電し、市有施設へ電力供給するとともに、同時に発生する余熱を周辺施設へ供給します。</p>	<p>循環型社会推進課 施設機能向上推進室</p>
<p>● 下水道バイオガスの利用促進 下水浄化センターでの消化ガス発電と廃熱有効利用を促進します。</p>	<p>上下水道局下水道 施設課</p>
<p>● 微細藻類*の培養による資源創出 「さが藻類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等を行うとともに、清掃工場で発生する二酸化炭素等を活用して微細藻類を培養し、その藻類から抽出した有用成分やオイルを使った健康食品や化粧品等、幅広く商業化が期待できる藻類を活用した事業展開を図ります。</p>	<p>バイオマス産業推進課</p>
<p>● CCU 事業の推進 ごみ焼却時に排出されるガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取組を推進します。</p>	<p>循環型社会推進課 バイオマス産業推進課</p>

### 〈佐賀市清掃工場〉



佐賀市清掃工場

佐賀市清掃工場では、ごみの焼却時に発生する余熱を利用した廃棄物発電及び清掃工場内の機器冷却塔から流れる冷却水の有効落差を利用した小水力発電を行っています。

#### サーマルリカバリー\*

ごみ焼却過程で生じる熱を発電や温水として利用するサーマルリカバリーに取り組んでいます。

発電した電気は、清掃工場での自家消費以外に健康運動センター、市立の小中学校等へ供給し、電力の地産地消を図っています。



健康運動センター

#### 小水力発電

施設内で冷却水を循環させ、高温になる焼却炉などのごみ焼却施設とタービン発電機を冷やしています。その冷却水が通る配管に水車発電機を設置し、建物屋上の機器冷却塔から流れ落ちる2.2.5メートルの落差を利用して電気をつくります。発電した電気は、市立の小中学校で使われています。



水車発電機

## 【環境項目 2-3】 ごみの適正処理

### 施策の目標

環境に配慮した、安全で効率的なごみ処理施設の維持管理を行います。

施策1 処理施設の安定的運用及び適正な収集体制の維持	関係課
<p>● 処理施設の適正な維持管理 ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。</p>	循環型社会推進課
<p>● 可燃ごみ搬入時の検査及び指導 違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。</p>	循環型社会推進課
<p>● 最終処分場の維持管理と改修整備 埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を行います。</p>	循環型社会推進課 施設機能向上推進室
<p>● ごみステーションの適正管理 地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。 また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。</p>	環境保全課
<p>● ごみの収集運搬 地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。</p>	循環型社会推進課 環境保全課
<p>● 資源物持ち去り行為防止対策 ごみ集積所に出された再生可能な資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。</p>	循環型社会推進課 環境保全課
<p>● 高齢者へのごみ排出支援の検討 ごみステーションまでごみを運ぶことが困難な高齢者を対象に、玄関前でごみを収集する戸別収集の実施を検討します。</p>	循環型社会推進課 環境保全課 高齢福祉課

## 基本目標 3

# 水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち

## 目指す姿

本市の豊かな水とみどり、希少な生態系が残る個性的な自然環境は、私たちの暮らしに安らぎや癒しを与える存在であるとともに、魅力的な景観の形成、人々の憩いの場の提供など様々な役割を果たしています。

今後も、佐賀の経済・社会を支える基盤である自然と共生した快適なまちづくりを目指します。

## 現状と課題

### 水辺

- 河川や農業用水路（クリーク）には特定外来生物の水草が繁茂し、水路や農業被害、在来種への影響が危惧されています。
- 市内の団体や個人のみなさんが、ボランティアで河川清掃に取り組んでいますが、高齢化や人口減少が進むなか、継続的な活動に向けた担い手確保及び担い手の負担軽減等が必要になっています。
- 農業用水路（クリーク）や干潟等に希少な生態系が残る個性的な自然環境を有しており、開発時にはこれらの自然環境に配慮した工法等を採用する必要があります。

### みどり

- 本市の北部に位置する脊振山系山麓一帯の豊かな自然環境や古湯・熊の川温泉といった歴史ある温泉地など多様な地域資源を擁しており、自然資源を活用した地域活性化を図っています。
- 本市の森林は、伐採適齢期を迎える箇所も多くあり、早急に森林整備を進めていく必要があります。
- 市民は、みどり及び水辺等の様々な自然環境を有した公園、田園風景に愛着を持っており、水辺や森林の保全、農地の確保等を進める必要があります。

### 生物

- 本市の広大な佐賀平野には、淡水魚やトンボ、植物などの多様な生物が生息・生育しています。
- ラムサール条約に登録されている東よか干潟は、日本一のシギ・チドリ類の渡来数を誇り、ムツゴロウやワラスボなどユニークな生きものが数多く生息しています。
- 東よか干潟は、紅葉するシチメンソウの鑑賞やバードウォッチングなど、自然体験の場や観光資源として重要な役割を担っている一方、流木やよしくずの他、プラスチック類などの生活系ごみも多く漂着しており、保全と適正利用を進める必要があります。

### 景観

- 屋外広告物は、自然やまちの景観を損なう要因となり得るため、佐賀市屋外広告物条例に基づいた規制・誘導を進めていく必要があります。

## 成果指標と目標値

指標	基準値 (2023 年度)	目標値 (2034 年度)
市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合	55.7%	61.2%
市民1人当たりの都市公園*面積	8.1 m <sup>2</sup>	8.4 m <sup>2</sup>

※都市公園：人々のレクリエーション空間の創出、良好な都市景観の形成、生物多様性の確保等を目的として国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地です。本市には街区公園、「トンボの池公園」等の近隣公園、「干潟よか公園」等の総合公園等があります。

## 【環境項目 3-1】 清らかな水辺の確保

### 施策の目標

水辺の環境を、生活にうるおいと安らぎをもたらす身近な自然空間として保全するとともに、触れ合いをもたらす親水空間を創出し、自然と共生するまちを目指します。

施策 1 水辺空間の整備	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>親水空間の創出</b> 市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。</li> </ul>	河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>多自然型護岸*の整備</b> 河川等の整備に際しては、生物の生息生育環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。</li> </ul>	農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所
施策 2 河川等の機能保全及び清掃活動の促進	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>河川、水路等の機能の保全</b> 河川、水路等の機能保全を図るため、浚渫（水底に堆積した土砂をさらう作業）や護岸整備を随時実施し、美しい水辺環境を整備します。</li> </ul>	農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地域が一体となった農村環境整備</b> 地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農村の自然環境や景観を守ります。</li> </ul>	農村環境課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>特定外来生物ナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサ等、水草の除去による水路の機能保全</b> 水路の機能保全を図るため、水路管理者によるパトロールや市民からの通報により、特定外来生物ナガエツルノゲイトウ及びブラジルチドメグサ等、水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去し、他地域への拡大防止に努めます。</li> </ul>	農村環境課 河川砂防課 南部建設事務所 環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>市民・事業者主体による河川・水路の清掃</b> 市民・事業者が主体となって実施される河川・水路の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。 また、市内の河川・水路の清掃に積極的に取り組んでいる企業等をパートナーとして登録し、登録企業等の活動を本市のホームページ等で市内外へPRします。</li> </ul>	河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所

## 【環境項目 3-2】 豊かなみどりの確保

### 施策の目標

森林や農地は農林業の基盤であるだけでなく、森林と農地の保全が美しい川や海を守り、水辺空間の保全にも寄与します。市内に残るこれらの豊かなみどりを保全するほか、人々の生活の中でみどりを身近に感じることができる快適なみどり空間の創出に向けて、市民との協働により緑化活動を促進します。

施策 1	森林の整備と保全	関係課
● 市有林の育成	優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。	森林整備課
● 森林経営管理制度*等の推進	森林整備を促すとともに、森林経営管理制度等を活用し、森林所有者に代わって森林整備を推進します。	森林整備課
● 地元産材の利用促進及び「木になる紙」の普及促進	市の公共建築物や公共土木工事等において積極的に地元産材の利用を促進します。 九州（佐賀）の間伐材*を配合したコピー用紙等「木になる紙」の導入の継続と普及促進を図ります。	森林整備課 建築住宅課 契約監理課
● エリートツリーの普及	森林の循環サイクルを早めた低コスト林業の実現のため、次世代精英樹「サガンスギ」の植栽を推進します。	森林整備課
● 森林の持つ役割の啓発	市民向けの森林浴体感ツアー等の開催や、植樹・育樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めていきます。	森林整備課 緑化推進課

施策 2	農用地の確保	関係課
● 農用地の保全	担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地*の解消につなげます。	農業振興課
● 環境にやさしい農業の推進	有機農業の取組、環境に配慮した機械や燃料効率の高い施設等の導入、環境負荷の少ない農業資材の利用、わらのすき込み等の実施による環境保全型農業*を推進します。	農業振興課

施策3 緑地の創造と保全	関係課
<p>● 市民・事業者の緑化活動の支援 市民・事業者等と一体となって緑化を推進し、みどりあふれる市街地の形成に努めます。</p>	緑化推進課
<p>● 既存の空間・樹木等を活かした公園の再整備 既存ストックを活用しながら、老朽化した施設の更新・再整備を行うとともに、施設のバリアフリー化や安全性の向上を図ります。</p>	緑化推進課
<p>● 公共地（公共施設、街路等）の緑化の推進 佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。</p>	緑化推進課 道路整備課
<p>● グリーンツーリズム*の推進 農業体験、農家等へ民泊、直売所や加工所での買い物、農家レストランでの食事などを通して消費者と生産者を結びつける本市ならではのグリーンツーリズムを推進します。</p>	農業振興課

### 〈ネイチャーポジティブ（自然再興）〉

ネイチャーポジティブとは、日本語訳で「自然再興」と言い、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。

これまでの自然環境保全の取組だけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨です。

#### ■「MY 行動宣言」

一人ひとりが生物多様性との関わりを身近な生活の中で実感し、行動してもらうことを目的とした、普及啓発ツールです。

「MY 行動宣言 5 つのアクション」の中からできることを選んで、あなたの「MY 行動宣言」として宣言し、生物多様性を守るために行動しましょう。

生物多様性を守るために、私たちにできるアクション！

マイ 行動宣言

Act 1 **たべよう** 地元でとれたものを食べ、旬のものを**味わ**います。

Act 2 **ふれよう** 生の自然を体験し、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然や生きものに**ふれ**ます。

Act 3 **つたえよう** 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで**伝**えます。

Act 4 **まもろう** 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守り、地域や全国の活動に**参**加します。

Act 5 **えらぼう** エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで**買**います。

チエックしてね！

資料：環境省「MY 行動宣言の紹介」

## 【環境項目 3-3】 生物多様性の保全

### 施策の目標

動植物の生息生育環境を保全するとともに、山・川・海の環境の豊かさを市民が実感することで、生物多様性を保全し、ネイチャーポジティブの実現を目指します。

施策 I	健全な生態系の保全	関係課
● 動植物の生息生育状況の把握	自然環境保全及び地域資源の利活用等、環境施策の基礎資料とするため、動植物の生息生育状況の調査を継続的に実施します。	環境政策課
● 生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	市が実施する公共工事の実施に当たっては、市内の絶滅危惧種をはじめとする動植物の生息生育環境への影響をなるべく抑えるように工事の調整を行います。	環境政策課
● 生物多様性を増進する活動の推進	地域生物多様性増進法に基づき、市民や事業者・関係機関等と協働して、豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動を推進します。	環境政策課
● 干潟の保全	市民や事業者・関係機関等と協力して海岸清掃活動やシチメンソウ保全活動を行い、干潟環境を保全することにより、東よか干潟が有する独特の生態系を維持します。	環境政策課 東与賀支所総務・地域振興グループ

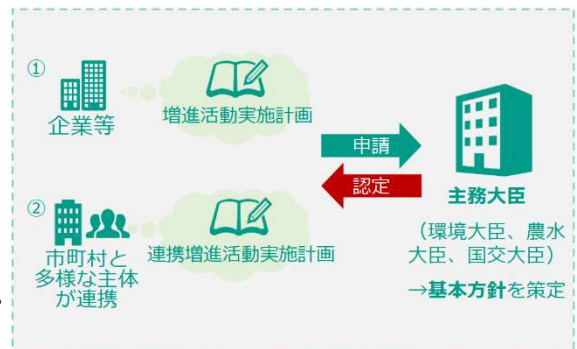
### 〈地域生物多様性増進法〉

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（地域生物多様性増進法）が2024年（令和6年）4月19日に公布され、2025年（令和7年）4月の施行を予定しています。同法は、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進しようとするものです。

#### ■主な措置事項

##### (1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① 企業等が生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定。
  - ② 市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。
- ⇒①又は②の認定を受けたものは、活動に必要な手順のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。



##### (2) 協定制度の創設

- ⇒②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

資料：環境省「【概要】地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」

施策 2 自然観光資源の保全と活用	関係課
<p>● 北部山麓一帯の活用推進</p> <p>北部山麓一帯の自然や温泉等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。</p>	<p>観光振興課 緑化推進課</p>
<p>● 希少生物の保全と観光資源活用</p> <p>有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や久保泉町帯隈山に自生する国指定天然記念物「エヒメアヤメ」のほか、神野公園とんぼ池に生息する希少生物などについて、住民が行う生息生育環境の保全活動等を支援します。</p>	<p>文化財課 東与賀支所総務・地域振興グループ 環境政策課</p>
<p>● 河畔林(横堤*)の維持管理</p> <p>佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである横堤を、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存し整備します。</p>	<p>農村環境課</p>
<p>● 干潟の観光資源としての活用</p> <p>ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力を市内外へ積極的にPRし、干潟を活かした観光を振興します。</p>	<p>観光振興課 環境政策課</p>
<p>● 交流・学習の機会の提供</p> <p>東よか干潟での自然観察会や湿地交流会、森林を活用した森林浴セラピー及び森林環境教育など、本市の自然を活用した交流・学習の機会を提供し、自然環境保全に対する意識高揚を図ります。</p>	<p>環境政策課 森林整備課</p>
施策 3 外来生物対策	関係課
<p>● 外来生物の侵入状況の把握及び対策方針の設定</p> <p>市内に侵入している外来生物の分布状況を把握するとともに、種の特長や被害状況を踏まえた対策方針を設定し、計画的な外来生物対策を推進します。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>● 外来生物に対する市民意識の醸成</p> <p>外来生物の侵入状況や、外来生物による被害状況及び外来生物の除去方法等に関する情報を発信し、市民意識の醸成を行います。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>● 外来生物の除去対策の推進</p> <p>市内に移入してきた外来生物のうち、自然環境や生活環境、産業などに悪影響を及ぼす種については、県や市民ボランティア、地元住民等と協力して除去を行います。</p>	<p>環境政策課</p>

## 【環境項目 3-4】 自然環境と調和したまちづくり

### 施策の目標

自然と調和した適正な都市や市街化整備を進めながら、山から海までの自然や、自然と生物が共生する景観が形成されたまちを目指します。

施策 1 都市景観の形成	関係課
<p>● 都市の風致の維持・保全</p> <p>都市環境の保全を図るため、風致の維持が必要な風致地区*については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めていきます。</p>	建築指導課
<p>● 住民主体の環境保全等のルールづくり</p> <p>住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。</p>	都市政策課
<p>● 良好な景観の形成</p> <p>一定規模以上の建築物・工作物の建築行為等の際の届出制度による景観誘導や景観への市民の意識醸成を図るとともに、屋外広告物の適正な規制・誘導を行うことにより、良好な景観形成を推進します。</p>	建築指導課
施策 2 歴史文化的な環境の保全	関係課
<p>● 歴史あるみどり空間の保全</p> <p>天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を行い、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。</p>	緑化推進課 文化財課
<p>● 景観重要建造物等の保存</p> <p>歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を行います。</p>	建築指導課



本市の保存樹  
八坂神社のクスノキ



景観重要建造物  
與止日女(よどひめ)神社

## 〈ラムサール条約湿地「東よか干潟」〉

### ■ ラムサール条約とは

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。

### 【ラムサール条約の3つの柱】

#### 保全・再生

水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。

#### ワイズユース(賢明な利用)

ラムサール条約では、地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用(Wise Use:ワイズユース)」を提唱しています。「賢明な利用」とは、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することです。

#### 交流・学習

ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、交流、能力養成、教育、参加、普及啓発(CEPA:Communication, Capacity building, Education, Participation and Awareness)を進めることを大切にしています。

### ■ 本市のワイズユースの取組

#### ○ 東よか干潟ラムサールクラブ

市内小中学生を対象とした「東よか干潟ラムサールクラブ」では、干潟の生きものや渡来する野鳥の観察、他のラムサール条約湿地で活動する子供たちとの交流を通じて、東よか干潟の価値や魅力を学びその素晴らしさを多くの人に伝える未来のリーダーが育っています。



東よか干潟ラムサールクラブ

#### ○ シギの恩返し米

2015年(平成27年)5月にラムサール条約湿地に登録された東よか干潟周辺の農地で収穫される「シギの恩返し米」は、干潟の生きものに配慮した持続可能な農業を取り入れた新たな農法により栽培されており、高付加価値農産物として地域振興に資するだけでなく、人と自然との持続的な共生を育むブランド米として高い評価を得ています。



シギの恩返し米

## 基本目標 4

# 安全で快適な生活環境のまち

## 目指す姿

市民が日常生活を豊かで快適に過ごすために、空気がおいしく、身近な水やみどりなどの自然を感じられる、安心・安全で衛生的な地域環境を守り、育てていくことを目指します。

## 現状と課題

- ごみの野焼き\*や河川への油の流出、アライグマ被害、適正に管理されていない空き家・空き地等に係る苦情・相談が数多く寄せられており、身近な生活環境への市民の関心が高くなっています。
- 人口減少や社会ニーズの変化等に伴い、老朽化した家屋が年々増加しており、景観や防災等の観点から対策が必要となっています。
- 市内の団体や個人のみなさんが、ボランティアでゴミ拾い活動に取り組んでいますが、さらなる高齢化や人口減少の進展を踏まえると、活動に関心を持つ層の掘り起こしを行い、参加者拡大を図る必要があります。
- 本市を特徴づける河川や農業用水路(クリーク)のきれいさに対する市民の満足度は、他の環境要素に比べ相対的に低く、水質の保全が必要です。
- 生活排水処理の対策を進めていますが、下水道の未接続世帯が一定数あるとともに、市営浄化槽\*の新規設置数が減少しています。
- 家庭生活や事業活動の基盤となる水道水の安定供給や適切な下水処理、化学物質\*の適切な使用等に継続的に取り組んでいく必要があります。

## 成果指標と目標値

指標		基準値 (2023年度)	目標値 (2034年度)
下水道接続率		93.2%	95.8%
環境基準 達成状況	水質 (BOD・COD)	一部未達成	達成
	大気	達成	達成
	騒音	達成	達成

## 【環境項目 4-1】身近な生活環境の保全

### 施策の目標

市民生活や事業活動によって発生する環境問題について、適切な指導等を行うとともに、空き家等の対策や不法投棄\*の防止対策などに努めます。

施策 1	生活に密着した環境問題の改善	関係課
	<p>● <b>アライグマ及びカラス等の鳥獣害対策</b> アライグマ及びカラス等による生活環境への被害を抑制するため、防除対策の普及啓発に努め、市民ボランティア、地元住民と協力して駆除を行います。</p>	環境政策課
	<p>● <b>ペット類の適正飼育の促進</b> ペット類の飼い主に対して適正飼育の啓発、狂犬病予防集合注射を市内各地域で実施します。また、野良猫による被害を減らすため、地域猫制度を継続します。 ペットを安心して飼育できる環境を整備するため、ペット避難所の設置運営を行います。</p>	環境政策課
	<p>● <b>衛生害虫駆除の推進</b> 水路に生息するアカイエカの幼虫の駆除や居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行います。</p>	環境政策課
	<p>● <b>家庭ごみ等の野外焼却の禁止</b> 家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。</p>	環境保全課
	<p>● <b>身近な生活環境の改善</b> 近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。 生活環境相談件数の推移を毎年確認し、現状の把握と分析を行いながら、適切に課題へ対応します。</p>	環境政策課
	<p>● <b>騒音・振動・悪臭等の公害問題の改善</b> 工場や建設現場に対する苦情や近隣住民同士のトラブルについて、原因を調査し、原因者に対する設備や対応の改善指導、当事者間での対話への誘導により、状況の改善に努めます。</p>	環境保全課
	<p>● <b>空き家・空き地等の適正管理</b> 空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や指導、空き家の利活用の促進、解体費用の助成等を行います。 また、管理不全の家屋等の所有者等に対して、適正管理の指導を行います。</p>	都市政策課 建築指導課
	<p>● <b>不法投棄の防止対策</b> パトロールや監視カメラの設置などにより、不法投棄の防止に取り組みます。</p>	環境保全課

施策 2 市民清掃活動の推進と支援	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 清掃活動の推進 市民が自分の選んだ公共の場所を清掃するボランティア活動の「佐賀市アダプトプログラム(さわやかマイタウン SAGA)*」や毎年6月実施の「県内一斉ふるさと美化活動」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。</li> </ul>	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 清掃ボランティアの支援 地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。</li> </ul>	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「佐賀まち!ごみゼロアクション」の推進 市民が主体となった清掃活動を実施することで、環境美化に関する機運を高め、本市がごみのない美しいまちとなることを目指します。 また、本市では佐賀駅周辺等の人通りや来訪者が多い区域を「特定美化地区」に指定しています。当該地区を重点的にきれいにすることで来訪者へのおもてなしを行い、本市に対するイメージアップに努めます。</li> </ul>	環境保全課
施策 3 安全な水道水の安定供給	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全でおいしい水の確保 水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。</li> </ul>	上下水道局浄水課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上下水道フェアの開催等による啓発 市ホームページや出前講座、上下水道フェアの取組などを通して、水道水の知識や水源の保全などについて啓発を行います。</li> </ul>	上下水道局総務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道水の水質検査の実施 毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水質検査を実施するとともに、検査結果を随時公表します。</li> </ul>	上下水道局浄水課



まちをきれいにするボランティア



ごみ拾いイベント

## 【環境項目 4-2】生活排水の対策

### 施策の目標

生活排水による自然環境への影響を最低限に抑えるため、下水道等エリアマップ\*で定めた処理方式に応じて、適切な施設の整備・維持管理を行います。

施策 I	下水・し尿の処理	関係課
● 公共下水道*への接続率向上と適正管理	下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局業務課 上下水道局下水道工務課
● 農業集落排水*への接続率向上と適正管理	農業集落排水処理施設の周辺の水環境を保全するため、排水の水質を定期的に確認し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行うとともに、農業集落排水への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局業務課 上下水道局下水道施設課
● 市営浄化槽の設置と適正管理	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境衛生の改善を図るため、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行う市営浄化槽事業を推進します。	上下水道局給排水設備課
● し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理	家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	衛生センター


### 〈生活排水〉

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯等の日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。

下水道の普及していない地域で汲み取りトイレや単独浄化槽を使用している場合、生活雑排水はそのまま川や海に流れてしまいます。また、処理設備につながっていても、しょう油大さじ1杯を流した場合、魚が住めるような水にするためには風呂おけ1.7杯分のきれいな水で薄める必要があります。

“汚れた水をそのまま流さない生活”を心がけましょう。

#### 魚が住める水質にするにはバスタブ(300L)が何杯必要？

天ぷら油(20ml)		× 20 杯
マヨネーズ(大さじ1杯:15ml)		× 13 杯
牛乳(コップ1杯:200ml)		× 11 杯
台所用洗剤(1回分:4.5ml)		× 0.67 杯
シャンプー(1回分:4.5ml)		× 0.67 杯

資料：環境省「生活排水読本」

## 【環境項目 4-3】 地域環境の保全

### 施策の目標

市民が日常生活を豊かで快適に過ごすために、空気がおいしく、身近な水やみどりなどの自然を感じられる、安心・安全で衛生的な地域環境を守り、育てていくことを目指します。

施策 I	公害・化学物質等発生の防止	関係課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監視測定の実施</li> </ul>	<p>市民の快適な生活環境を確保するために、水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を公表します。</p>	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所への環境保全関連の指導</li> </ul>	<p>事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施します。</p>	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水質汚染への対応</li> </ul>	<p>河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。</p>	農村環境課 河川砂防課 環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大気汚染・悪臭対策</li> </ul>	<p>麦わら・稲わらのすき込みや、飼料・敷きわら等としての利用を促進することによりわら焼却を抑制し、煙害を防ぎます。                      農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、家畜のふん・尿の適正処理を行うよう指導します。                      事業所に対して一般粉じんや悪臭の防止に関する指導等の啓発を行います。</p>	農業振興課 環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 騒音・振動の防止</li> </ul>	<p>道路交通に伴う騒音・振動及び交通量調査を実施し、その結果を公表します。また、事業活動に伴う騒音、振動の防止に関する指導等の啓発を行います。</p>	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の事業における化学物質対策</li> </ul>	<p>施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した『化学物質の使用に関するガイドライン』に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。</p>	環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校における適切な環境の維持及び改善</li> </ul>	<p>児童生徒等の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るため、学校保健安全法の定めにより、学校環境衛生基準に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。                      教室等の定期検査の一つとして、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果によっては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸出しを行います。</p>	学事課

### 3 環境将来像の実現に向けた市民・事業者の取組

「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」を実現するために、市民・事業者・行政が連携した取組を進めていきます。市民・事業者のみなさんは、各家庭や事業所において以下のような取組の実践をお願いします。




#### 1. 市民の取組例

脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち	環境項目
<input type="checkbox"/> 家族や友人と環境について話す	1-1
<input type="checkbox"/> 節電や省エネ家電の購入など日常の省エネ行動を積極的に実践する	1-1
<input type="checkbox"/> 住宅の新築・改築時には、断熱化を行い、省エネルギー住宅、ZEH など、省エネルギー性能の高い住宅を検討する	1-1
<input type="checkbox"/> 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、車を運転するときはエコドライブを心がける	1-1
<input type="checkbox"/> 宅配ボックスの設置や置き配を利用し、再配達を減らす	1-1
<input type="checkbox"/> 旬の食材を食卓に使う(地産地消)	1-1
<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムや蓄電池を導入し、再生可能エネルギーを活用する	1-3
持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち	環境項目
<input type="checkbox"/> ごみを減らし、資源ごみは分別して出す	2-1
<input type="checkbox"/> 服を長く着る、リユースファッションを楽しむなどのサステナブルファッション*を実践する	2-1
<input type="checkbox"/> マイバッグやマイボトルの利用、不要な包装は断るなど、使い捨てプラスチックの使用を減らす	2-1
<input type="checkbox"/> 商品購入時には、リサイクル素材やバイオマス素材などを使った環境にやさしい商品を選ぶ(エコマーク、FSC マーク*)	2-1
<input type="checkbox"/> 適量購入、食べきりを習慣化し、食品ロスを削減する	2-1
水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち	環境項目
<input type="checkbox"/> 「地域の川の清掃」に参加するよう心がける	3-1
<input type="checkbox"/> 地域で花や樹木を育て、みどりあふれる心地よいまちにする	3-2
<input type="checkbox"/> もともと佐賀にいない生きものを、自然の中に解き放ったりしない	3-3
<input type="checkbox"/> 本市の多様な自然や生きものに関心を持ち、近場の自然と触れ合う活動をする	3-3
安全で快適な生活環境のまち	環境項目
<input type="checkbox"/> ペットのふんは必ず持ち帰るなど、飼育マナーを守る	4-1
<input type="checkbox"/> 自分が出したごみは、持ち帰ることを習慣化する	4-1
<input type="checkbox"/> 地域の清掃活動や地域コミュニティでのボランティア活動に参加するよう心がける	4-1
<input type="checkbox"/> 油や調理くずは下水に流さず、適切に処理する	4-2
<input type="checkbox"/> 車を運転するときはエコドライブに努め、アイドリングや空ぶかしはしない	4-3

※環境項目の番号は、施策体系(p.35)に記載している環境項目の番号を示しています。



## 2. 事業者の取組例

<b>脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 温室効果ガスの「見える化」を行い、意識的に温室効果ガスを削減する</li> <li><input type="checkbox"/> 設備や電気機器の購入・更新時には、省エネ効果の高い製品を購入する</li> <li><input type="checkbox"/> 外出する際は、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する</li> <li><input type="checkbox"/> 社用車は次世代自動車やカーシェアリングを利用する</li> <li><input type="checkbox"/> 鉄道などの大量輸送機関を活用するなど物流の効率化を図る</li> <li><input type="checkbox"/> 地元産材を優先的に活用する(地産地消)</li> <li><input type="checkbox"/> ペーパーレスやテレワークに取り組む</li> <li><input type="checkbox"/> 職場で環境について話す時間をつくる</li> <li><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーを導入し、事業活動に必要なエネルギーを賄う</li> <li><input type="checkbox"/> バイオマス燃料など、温室効果ガスの排出が少ない燃料の使用に努める</li> <li><input type="checkbox"/> 「涼み処」等、市の適応策に関する取組に協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-2</li> <li>1-3</li> <li>1-3</li> <li>1-4</li> </ul>
	
<b>持続可能な循環の仕組みで、成長し続けるまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業系ごみの削減と3Rを推進し、新たに再資源化できるものを増やす</li> <li><input type="checkbox"/> 製品や商品の設計段階から廃棄物を出さないようにする</li> <li><input type="checkbox"/> 簡易包装や量り売りを行い、使い捨てプラスチックの使用量を削減する</li> <li><input type="checkbox"/> 地産地消や3010運動など食品ロス削減に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1</li> <li>2-1</li> <li>2-1</li> <li>2-1</li> </ul>
<b>水とみどりにあふれ、心地よさを実感できるまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「地域の川の清掃」に協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 事業所の緑化(屋上緑化、壁面緑化、生垣や樹木・花の植栽)を進める</li> <li><input type="checkbox"/> 地域の緑化活動に協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 事業活動にあたっては生きものやその生息生育環境との共生に努める</li> <li><input type="checkbox"/> 屋外広告物を設置する際は、周辺景観に配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3-1</li> <li>3-2</li> <li>3-2</li> <li>3-3</li> <li>3-4</li> </ul>
<b>安全で快適な生活環境のまち</b>	<b>環境項目</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 地域の清掃活動に協力する</li> <li><input type="checkbox"/> 事業活動における排水による水質汚濁の防止に努める</li> <li><input type="checkbox"/> 大気汚染物質の排出の少ない低公害車などを導入する</li> <li><input type="checkbox"/> 車を運転するときはエコドライブに努め、アイドリングや空ぶかしはしない</li> <li><input type="checkbox"/> 事業活動における騒音・振動などの発生防止に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4-1</li> <li>4-3</li> <li>4-3</li> <li>4-3</li> <li>4-3</li> </ul>


※環境項目の番号は、施策体系(p.35)に記載している環境項目の番号を示しています。

## 〈佐賀市環境都市宣言〉

今日、私たちは、地球温暖化問題や廃棄物問題など、私たちの生活を脅かす問題に直面しています。これらを解決するには、私たちの日々の暮らし方を根本的に見直し、自発的・積極的に環境問題に取り組んでいくことが重要です。

佐賀市の豊かな自然環境を未来の子どもたちに引き継いでいくため、2010年(平成22年)2月13日に「佐賀市環境都市宣言」を行いました。

宣言で表明した決意をすべての人が実践できるように、市は市民や事業所等と連携・協力しながら、環境への取組をより一層推進しています。



### 佐賀市環境都市宣言

～トンボ飛び交うまち さが～

水と緑の脊振山(せふりやま)

春は麦、秋は稲穂の佐賀平野

千潟広がる有明海

この恵まれた自然の中で、わたしたちの先人は、棚田を開き、クリークをめぐらし、漁に励んで、毎日を懸命に生きてきました。それは自然の恩恵を受けながら、同時に自然を守る生活でした。

ところが今、地球は温暖化をはじめ、大気や水の汚染など、生きものの生存が脅かされる事態になっています。もはや環境破壊はひとつとではありません。

わたしたちは、一人ひとりが環境に対する責任を自覚し、この豊かな自然を守り、育て、未来の子どもたちに伝えていくことをここに宣言します。

- Ⅰ わたしたちは、環境について真剣に学習します。
- Ⅰ わたしたちは、未来の子どもたちのために今できることを考え、話し合います。
- Ⅰ わたしたちは、身近な環境も地球の環境も、ともに守るよう努めます。
- Ⅰ わたしたちは、世代や立場を超え、すべての人とともに行動します。

平成22年2月13日 佐賀市



## 第5章 計画の実効性を高める横断的推進

## 1 市民・企業等との協働体制

本計画は、市民・事業者・行政の連携協働により取組を進めていきます。社会情勢や地域課題の変化に柔軟に対応し適切な協働体制を検討・構築していきます。現在、構築している主な協働体制は以下のとおりです。

### ○ ゼロカーボンシティさがし推進パートナー

脱炭素社会の実現に資する取組を実施する事業者又は団体を「ゼロカーボンシティさがし推進パートナー」として認定し、事業者の表彰や脱炭素経営事例視察会の開催など、一緒になって脱炭素の取組を推進しています。

### ○ 佐賀市アダプトプログラム

市民のみなさんが市と合意の上で、道路や公園など一定区画の公共空間を養子にみたと、里親の気持ちになって愛情をもって環境美化活動をしていただくものです（養子と里親の関係＝アダプト(adopt)）。プログラムの参加者には、市から清掃用具の提供、活動後のごみの回収等を支援します。

### ○ 佐賀市環境保健推進協議会

校区自治会長会に実践本部をおき、市内の全単位自治会を支部とする組織です。市民の生活環境の向上と健康の増進を図り、健康で住み良いまちづくりの実現に寄与することを目的として、地域での環境美化やごみ減量等の実践活動及び啓発活動を実施しています。

### ○ SDGs教育の推進及びSDGsの目標達成に向けた行動促進のための連携協定

SDGsの目標達成に向けた人材育成及び実践的な行動を促進することを目的とし、佐賀大学全学教育機構、リコージャパン株式会社マーケティング本部佐賀支社、佐賀SDGs官民連携円卓フォーラムと連携協定を締結しました。佐賀大学のSDGsに関する授業科目の一般開放や、市内事業所等を対象としたアクション会議を実施しており、4者連携のもと、市内事業所等のSDGsへの取組を促進していきます。

## 2 人材育成・行動変容の促進

### 1. 環境教育の充実

#### (1) 環境教育の意義

教育には学校教育だけでなく、家庭教育、社会教育といった多様な場面があり、人は年齢に関係なく生涯において学習をしていく必要があります。特に、環境学習は、日常生活と密接な関係にあり、身近な内容であることから興味を引きやすく、取り組みやすい学習テーマです。

#### (2) 環境教育の目的

環境保全の第一段階は「人づくり」であるといえます。これは環境を良くも悪くもする主な要因に人が介在するためです。この「人づくり」のために啓発や環境学習の支援を推進し、市民が環境保全等の共通の認識を持ち、深い理解と自発的な実行力を身につけ、市民一人ひとりが環境保全等に対して自主的に、かつ積極的に関わることを目指します。

#### (3) 人材育成・行動変容を促す環境教育の取組

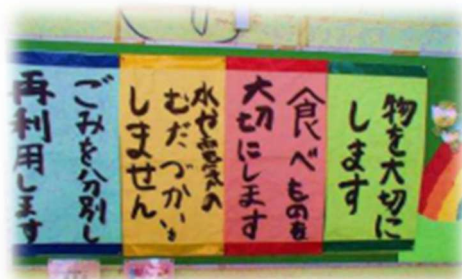
自主的に環境活動に取り組む人材を育成するため、様々な環境学習ツールを活用しながら、未来を担う幼児・児童・生徒等への環境教育を推進します。また、学校・地域等への出前講座や、自然に親しむ機会の創出、ICTを活用した情報発信を行い、子どもから大人まであらゆるライフステージに合わせた継続的で多様な環境学習機会の充実を図ります。

### 学校における環境教育

#### ● 佐賀市学校版環境 ISO\*

本市では豊かな自然環境を守り、未来の子どもたちに継承するために、「佐賀市学校版環境ISO認定制度」を設けています。すべての市立小中学校がこの制度の認定を取得し、子どもたちと先生が一緒に環境について考え、環境保全活動に取り組んでいます。

学校ごとに定めた独自の実行目標に取り組んでおり、PDCA サイクル\*に沿って活動を進めるとともに、この活動を通して、保護者や地域住民が環境保全に取り組むきっかけづくりを進めます。



行動目標の校内掲示  
資料：令和6年度佐賀市環境報告書

### 地域における環境教育

#### ● 佐賀市環境保健推進協議会の取組

市内の全単位自治会を支部とする「佐賀市環境保健推進協議会」では、地域での環境美化やごみ減量等の実践活動及び啓発活動に取り組みます。

こうした自治会活動と一体化した手法により、地域住民が環境保全行動に参加する機会が多く創出され、地域の環境について学び、考える人材の育成にもつながることが期待できます。

#### ● 公民館での環境学習

公民館等において、環境に関する講座、緑化・美化活動、清掃活動などに取り組み、公民館が中心となった地域づくり活動を推進します。

### ● 「トンボ王国・さが」づくりの取組

本市では、良好な水辺環境のシンボルとして「トンボ」を掲げ、1989年度(平成元年度)から「トンボ王国・さが」づくりを進めています。

トンボの生態を学ぶことで、多様な自然環境や地域の生態系を保全する必要性を認識し、自然と共生する意識を醸成する機会となることから、今後も自然観察会「さかの生きものさがし」や「トンボ写真コンクール」、NPO団体等と協力して活動している「神野公園とんぼ池の保全活動」など、トンボの保全に資する様々な取組を推進します。



さかの生きものさがし  
資料：令和6年度佐賀市環境報告書

### ● 環境学習拠点施設(エコプラザ)における環境教育

エコプラザでは、施設見学や各種講座・イベント等を通じて、本市の豊かな自然環境、地球温暖化やごみ処理の現状、環境に対する様々な取組や環境配慮行動について学び、ごみ問題への意識啓発及び学習した成果を実際の環境行動につなげることを目的としています。市民の視点に立ったごみ処理施設の案内や、3Rに関する展示、各種講座・イベント等の開催、環境にやさしい教材を活用した環境教育を行います。

### ● ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」を活用した環境教育

東よか干潟ではさまざまな主体による体験学習会やイベントが開催されています。また、これらの活動を支えるための各種支援事業やボランティアガイドの養成も進められています。

2020年(令和2年)10月には、観光・学習・交流などさまざまな活動の拠点となる施設として、東よか干潟ビジターセンター「ひがさす」を開館しました。今後も各種講座の開催やSNS、館内の映像、プロジェクションマッピング、展示物等により東よか干潟の価値や魅力を発信します。



野鳥、生きもの、シチメンソウ観察  
資料：ひがさすWEBページ

### ● WEB等を活用した環境情報発信の充実

本市では、市民や事業者に向けた環境に配慮した取組や環境教育に関する動画を作成し、市のホームページ等で配信しています。

今後は、WEB等での広報・動画配信や、佐賀市スーパーアプリの拡充、SNSでの情報発信など、多様な媒体を活用し、より多くの市民・事業者が場所や時間を問わず環境情報に触れる機会を創出します。

## 大学との連携による環境人材の育成

### ● 環境に配慮した行動の促進

本市は、産官学が連携し、SDGsの目標達成に向けた人材育成及び実践的な行動を促進することを目的とし、佐賀大学の授業科目「佐賀SDGsグローバルアクションⅠ・Ⅲ」の一般開放や、市内事業所等を対象とした「佐賀SDGsアクション会議」の実施等、市民や市内事業所等のSDGsへの取組を支援します。

## 企業との連携における行動変容の促進

### ● 地元企業と連携した環境意識の醸成

大型商業施設でのイベントの開催や、各種団体と連携した環境イベント等を行っていくことで、幅広い層の環境に対する関心を高めます。

### 3 推進体制と進行管理

#### 1. 計画推進の主体

環境将来像「みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが」の実現に向けて本計画を推進していくためには、各主体がそれぞれの役割と責任を持って、環境保全のために求められる行動を行う必要があります。

主体	佐賀市環境基本条例に定めた役割
市民、 市民活動 団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境の保全等上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。</li><li>・環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。</li></ul>
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。</li></ul>

## 2. 推進体制

### (1) 市民・事業者・行政等の連携・協働体制

本計画に位置付けた施策や事業を計画的に進めるため、市民・事業者・行政等が連携し、協働で取り組んでいく体制を構築します。

2025年(令和7年)3月末時点における協働体制は、p.65に記載のとおりです。

### (2) 行政(市)内部の推進体制

本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、環境マネジメントシステム\*を運用することで、効果的に推進します。また、市役所も一事業者として、市民・事業者に率先して環境に配慮した活動を推進していくとともに、市役所内部で適切な推進体制を構築・維持します。

#### ○ 環境管理委員会

環境部を所管する副市長、部局長等で構成される管理組織です。この下に、各部局を実行組織として位置付けています。環境管理委員会では、本計画の推進やその他環境の保全・創造に関することについて審議し、本市が独自に構築した「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を管理します。

### (3) 行政(市)外部の推進体制

本計画における各環境施策の実施状況の評価や、環境行政の適正な推進のために助言や提言を行っていただきます。

#### ○ 環境審議会

佐賀市環境基本条例により設置された附属機関で、学識経験者、市民、専門家などから構成され、必要に応じて開催します。

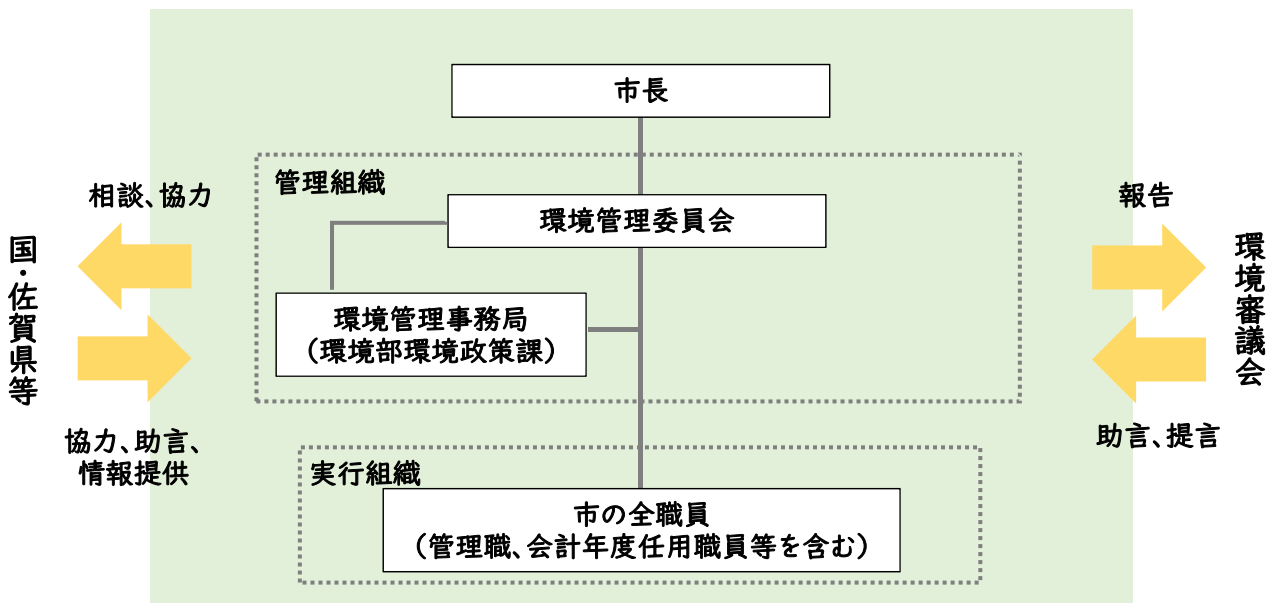
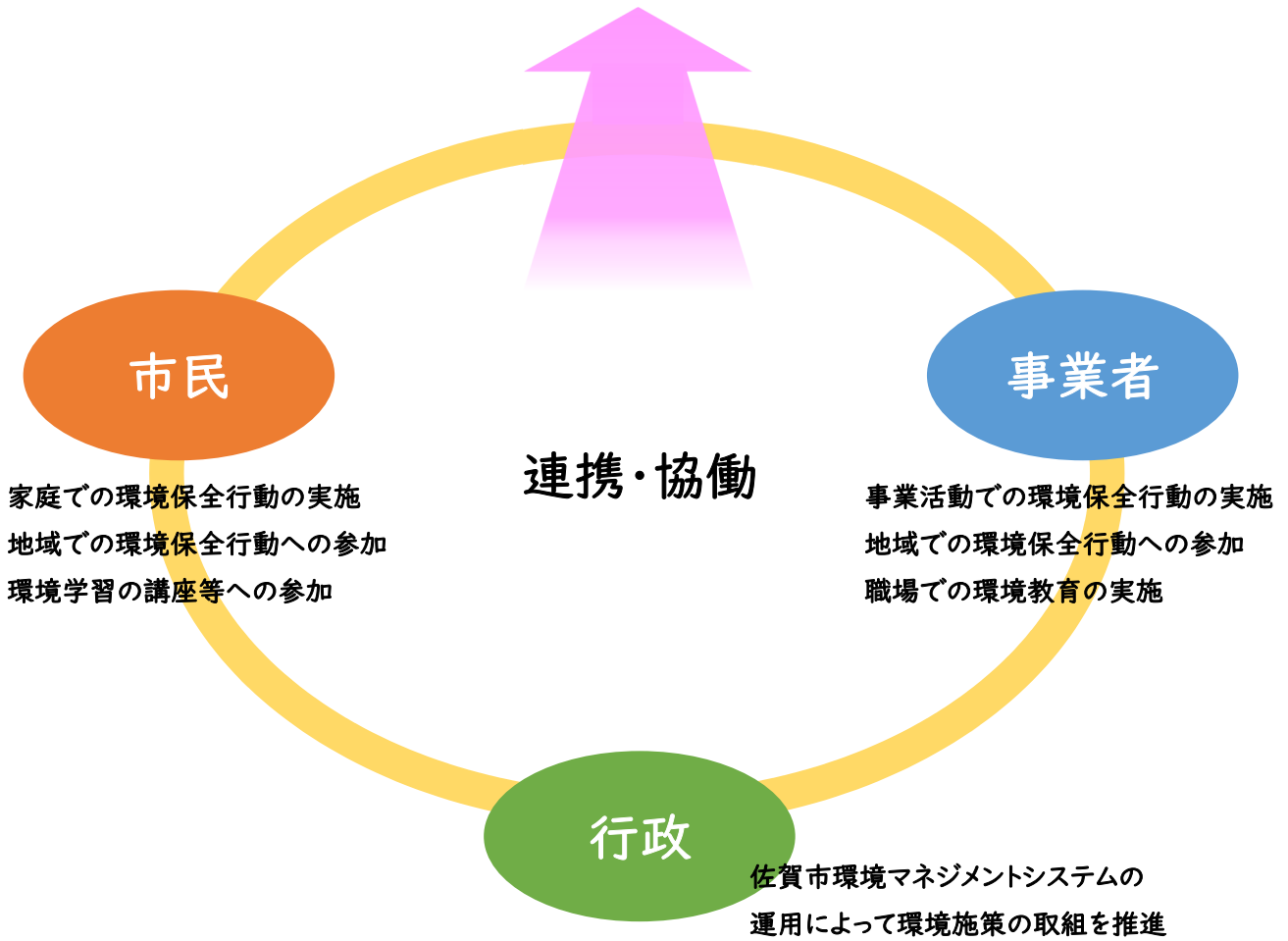
#### 佐賀市環境マネジメントシステム

本市は2002年(平成14年)3月にISO14001\*の認証を取得し、2010年度(平成22年度)からは、独自のシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」を運用しています。佐賀市環境マネジメントシステムでは、各部署が独自に環境負荷の削減目標を設定し、その達成に向けて取組を進めます。活動の実績については、毎年、環境審議会で報告するとともに、実績報告書を作成してホームページで公開しています。

佐賀市の環境将来像

みんなで創り育む トンボ舞う みどり豊かなまち さが

の実現



### 3. 進行管理

本計画の進捗は適宜、環境審議会に報告し助言や提言を受けることとします。各施策の進捗管理を適正に行うために、本計画に基づく施策や事業について PDCA サイクル活用による進行管理を行います。「計画(Plan)」→「実施と運用(Do)」→「点検と評価(Check)」→「見直し(Action)」の手順に沿って計画を推進します。

### 4. 公表制度

本市では、佐賀市環境基本条例に基づき、「環境の状況」や「環境の保全等に関する取組」を掲載した「佐賀市環境報告書(e-ガイド)\*」を1999年度(平成11年度)から毎年作成し、ホームページ等で公開を行っています。